

農業の労災保険について

令和 6 年 11 月

農 林 水 産 省

農産局 技術普及課
経営局 就農・女性課

 厚生労働省 ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働基準局 労災管理課

第1回検討会での議論の振り返り	2
労災保険制度について	3
農業分野における労災保険の加入促進の状況と課題	11
労働災害への対応について	18
（参考）農作業安全検討会について	23

令和6年10月1日（火）

第1回 農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会
議事概要（抄）

【労災保険に関するもの（抜粋）】

- 労災保険は使用者責任を課していることもあり、**検討の優先度は高い。**労務災害が起きた際に経営者は全責任を負えない。**暫定任意適用のままでは難しく、ぜひ適用の流れになってほしい。**
- これから人を確保していく上では重要な点だが、今回検討されている適用範囲を考えると、既に法人経営体は強制適用でありインパクトは大きくはないと思料。**それよりも労災保険の問題、雇用保険の問題も含めて「どのように全体の労働環境改善に取り組んでいくのか」を考えていくことが重要。**

労災保険制度について

労働者災害補償保険制度について

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

- 療養（補償）等給付・・・必要な療養を給付
- 休業（補償）等給付・・・休業1日につき給付基礎日額（※1）の60%を支給
- 障害（補償）等給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
- 遺族（補償）等給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給

※2

※1：給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2：上乘せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

〔社会復帰促進等事業の概要〕

- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

- | | | | |
|---------------|-------------------|------------|------------------|
| ○適用事業場数（労災のみ） | 約297万事業場（令和4年度末） | ○適用労働者数 | 約6,146万人（令和4年度末） |
| ○新規受給者数 | 777,426人（令和4年度） | ○年金受給者数 | 188,968人（令和4年度末） |
| ○保険料収入 | 8,908億円（令和4年度） | ○保険料収納率 | 98.9%（令和4年度） |
| ○保険給付等 | 8,023億円（令和4年度決算額） | ○社会復帰促進等事業 | 742億円（令和4年度決算額） |

労災保険の適用

適用を受ける事業

- 原則として、労働者を使用する全ての事業に適用される。

適用除外

- 国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）は適用されない。

暫定任意適用事業

- 農業：個人経営で常時5人未満の労働者を使用する事業（一定の危険・有害作業を行う事業及び事業主が農業について特別加入している事業を除く）
- 林業：労働者を常時使用せず、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の事業
- 水産業：常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業であって、総トン数5トン未満の漁船によるもの又は災害発生のおそれが少ない河川、湖沼又は特定海面において主として操業するもの

農業従事者への労災保険の適用

○ 農業の場合、労働者に係る労災保険の適用の区分は以下。

	労働者:常時5人以上	労働者:常時5人未満
法人の事業	強制適用	強制適用
個人の事業	強制適用	原則として任意適用

- 上記で「**原則として任意適用**」の事業（個人の事業であって、労働者数が常時5人未満の事業（暫定任意適用事業））であっても、以下いずれかに該当する場合は**強制適用**となる。
- ・労働者の過半数が労災保険の加入を希望する場合
 - ・事業主が特別加入する場合
 - ・一定の危険又は有害な作業を主として行う事業の場合

【参考】農業を暫定任意適用事業とした当時の理由

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第三次分）等について」 （平成三年三月一日 発労徴第一三三号基発第一二三号）（抜粋）

1 改正の趣旨及び概要

(1) 改正の趣旨

イ 全面適用の困難性

労災保険は、その制度趣旨からいって、すべての労働者に適用されることが望ましく、昭和四七年四月一日からは、政令で定める暫定任意適用事業を除き労働者を使用するすべての事業が適用事業とされた（旧四四年法附則第十二条）。

この暫定任意適用事業の範囲も、昭和五〇年四月一日から、個人経営の労働者五人未満の農林水産業の一部にまで縮小が図られた（昭和五〇年政令第二六号）が、農業については、適用拡大の必要性が比較的高い（注1）ものの、その事業場における労働実態の把握が困難であること等の理由（注2）から、その後の特段の適用拡大の措置は講じられてこなかった。

（注1） 林業は常時一人以上労働者を使用していれば適用事業であるし、水産業についても総トン数五トン以上の漁船は内水面のみにおける操業を除いて適用事業となっているため、未適用の範囲は農業と比較して小さいと考えられる。

（注2） 具体的な理由として、以下のことが挙げられる。

- ① 農家では、ゆい・手間替えという労力の相互融通の習慣があり、ゆい・手間替えによって働く者は一般的には労働者とはいえないが、これらの者と労働者とは外見的には区別が困難であること。
- ② 農繁期のみならず労働者を使用する機会が多く、その実態を把握することが困難であること。
- ③ このため、個人経営の労働者五人未満の農業を当然適用事業とした場合、各事業場が適用事業となるか否かの判断が困難又は煩瑣であること。

なお、①のゆい・手間替えの定義について、昭和五二年農林省統計情報部の一九七五年農業センサスでは、「農業相互間の労力交換のことで、労力の等価交換を原則としているすべての労力交換が含まれる。したがって労力の過不足を金銭、物品で清算したものも該当する。……（中略）……共同田植、共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合もここに含める。」とある。

ロ 特別加入制度を利用した新たな適用拡大

農業に関しては、指定農業機械（耕うん機、コンバイン、動力揚水機等）を使用する作業に従事する者について特別加入することができることとなっている（労災則第四六条の一八第一号）が、さらに、平成三年度実施予定の対象作業の範囲を拡充した新しい特別加入の制度を新設する（そのための省令改正は、平成三年四月一日又は平成三年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日に施行される予定である。詳細は、おって通達する。）こととして（その結果、農業の特定作業従事者に係る特別加入は二種類が並立することとなり、これらを以下「農業関係特別加入」という。）、これら農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に係る特別加入者が行う事業を適用事業とすることとした（新四四年法附則第一二条）。

これは、

- ① 現在、暫定任意適用事業とされている事業についても、労働者保護の観点から、できる限り適用拡大を図っていく必要があり、特に、事業主が特別加入することによって労災保険の保護を受けている事業に労働者が使用された場合は、均衡上も適用事業とすることが適当と考えられること。
- ② 特別加入団体及びその加入者が、農業協同組合（以下「農協」という。）等に労働保険関係事務の処理を委託することができ、その場合には、各加入者の行う事業の実態等を把握することが比較的容易であり、特別加入者が行う事業に係る保険関係手続の適正化が図りやすいと考えられること。
- ③ 平成元年一二月二五日の労働者災害補償保険審議会の建議において、新たな農業の特別加入制度を新設するとともに、当該特別加入事業主が労働者を雇用した場合は、自動的に労災保険を適用する仕組みを設ける旨の提言がなされたこと。等を理由とするものである。

労災保険特別加入制度について

1 趣旨

労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされている。特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。

2 特別加入の対象者

○ 特別加入の対象範囲は、労災保険法施行規則に規定されている。

① 中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者(役員等)

② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方等及びその事業に従事する労働者以外の者(家族従事者等)

- 個人タクシー業者、個人貨物運送業者、自転車配達員等 (R3.9追加)
- 大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
- 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者
- 植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方
- 医薬品の配置販売業者
- 廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者
- 船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者
- 柔道整復師(R3.4追加)
- 創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者 (R3.4追加)
- あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師 (R4.4追加)
- 歯科技工士 (R4.7追加)

○特定フリーランス事業(※)に従事する者 (R6.11追加)

※「特定フリーランス事業」には、他に特別加入可能な事業又は作業は含まない。

③ 特定作業従事者

○一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者

○特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者

○国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者

○危険有害な作業に従事する家内労働者等

○労働組合等常勤役員

○介護作業従事者及び家事支援従事者

○芸能関係作業従事者 (R3.4追加)

○アニメーション制作作業従事者 (R3.4追加)

○ITフリーランス (R3.9追加)

※②及び③については、②及び③の者の団体(特別加入団体)が、その構成員又はその構成員の行う事業に従事する者の労働災害に関して労災保険の適用を受けることについて申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、②及び③の者を労働者とみなすこととされている。(労災保険法第35条)

④ 海外派遣者

3 保険給付

原則として、労働者の場合と同様の給付(二次健康診断等給付を除く。) ※ ②、③の一部については、通勤災害に関して給付が行われない。

4 保険料率

① :当該事業に適用される労災保険率と同一の率

②~④:同種・類似の事業又は作業を行う事業についての災害率等を考慮して定める率

5 給付基礎日額

3,500円~25,000円までの16段階のうち希望額を選択し、都道府県労働局長が決定した額

6 保険料

保険料は、一般に特別加入者が特別加入団体を通じて納付

※ 年間保険料=給付基礎日額(上記5)×365×保険料率(上記4)

特別加入制度の状況

○中小事業主等 事業主数 … 65万3,892人
 家族従事者等数 … 43万7,088人

	事業主数	家族従事者等数
林業	2,378人	956人
漁業	1,487人	1,092人
鉱業	275人	320人
建設事業	328,803人	130,904人
製造業	90,805人	93,352人
運輸業	10,859人	9,828人
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	146人	186人
その他の事業	218,243人	199,666人
→ うち、土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業	12,544人	15,148人
→ うち、動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業	2,783人	3,384人
船舶所有者の事業	896人	784人

○一人親方等 加入者数 … 65万5,709人
 団体数 … 3,572団体

個人タクシー・個人貨物運送業者	179団体	8,818人
建設業の一人親方	3,150団体	642,733人
漁船による自営漁業者	63団体	1,322人
林業の一人親方	114団体	1,917人
医薬品の配置販売業者	12団体	102人
再生資源取扱業者	22団体	331人
船員法第1条に規定する船員	20団体	78人
柔道整復師	5団体	103人
創業支援等措置	1団体	7人
あん摩はりきゅう師	6団体	298人
歯科技工士	0団体	0人

○特定作業従事者 加入者数 … 10万1,226人
 団体数 … 1,181団体

農作業従事者		
特定農作業従事者	432団体	62,607人
指定農業機械作業従事者	377団体	28,694人
訓練従事者		
職場適応訓練従事者	39団体	152人
事業主団体等委託訓練従事者	108団体	6,727人
家内労働者		
金属等の加工の作業	25団体	130人
洋食器・刃物等の加工の作業	5団体	24人
履物等の加工の作業	4団体	28人
陶磁器製造の作業	1団体	0人
動力機械による作業	6団体	28人
仏壇・食器の加工の作業	0団体	0人
労働組合等常勤役員	3団体	47人
介護作業従事者・家事支援従事者	163団体	1,848人
芸能関係作業従事者	13団体	719人
アニメーション制作作業従事者	1団体	35人
ITフリーランス	4団体	187人

○海外派遣者 加入者数 … 8万1,282人
 事業場数 … 1万 554事業場

技術協力（JICA等）	25事業場	1,472人
労働者	7,687事業場	72,496人
代表者等	2,842事業場	7,314人

特別加入者数 合計:192万9,197人
 (いずれも令和4年度末時点)

特別加入者数の推移（農業関係）

特別加入加入状況	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	事業主数	家族従事者等数														
【中小事業主等】																
農業（※）	13,174	15,414	13,521	16,066	13,958	16,613	14,259	17,120	14,534	17,570	14,736	17,987	15,048	18,274	15,327	18,532
土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業	10,619	12,828	10,934	13,315	11,347	13,700	11,590	14,092	11,818	14,377	11,990	14,719	12,271	14,938	12,544	15,148
動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業	2,555	2,586	2,587	2,751	2,611	2,913	2,669	3,028	2,716	3,193	2,746	3,268	2,777	3,336	2,783	3,384

※ 労災保険率適用事業細目9501、9502の合計。

特別加入加入状況	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数	団体数	加入者数
【特定作業従事者】																
特定農作業従事者	435	69,455	440	68,654	444	68,059	444	67,338	442	66,419	440	65,589	434	64,493	432	62,607
指定農業機械作業従事者	418	30,254	416	30,706	416	30,709	409	30,574	397	30,261	392	29,980	383	29,304	377	28,694

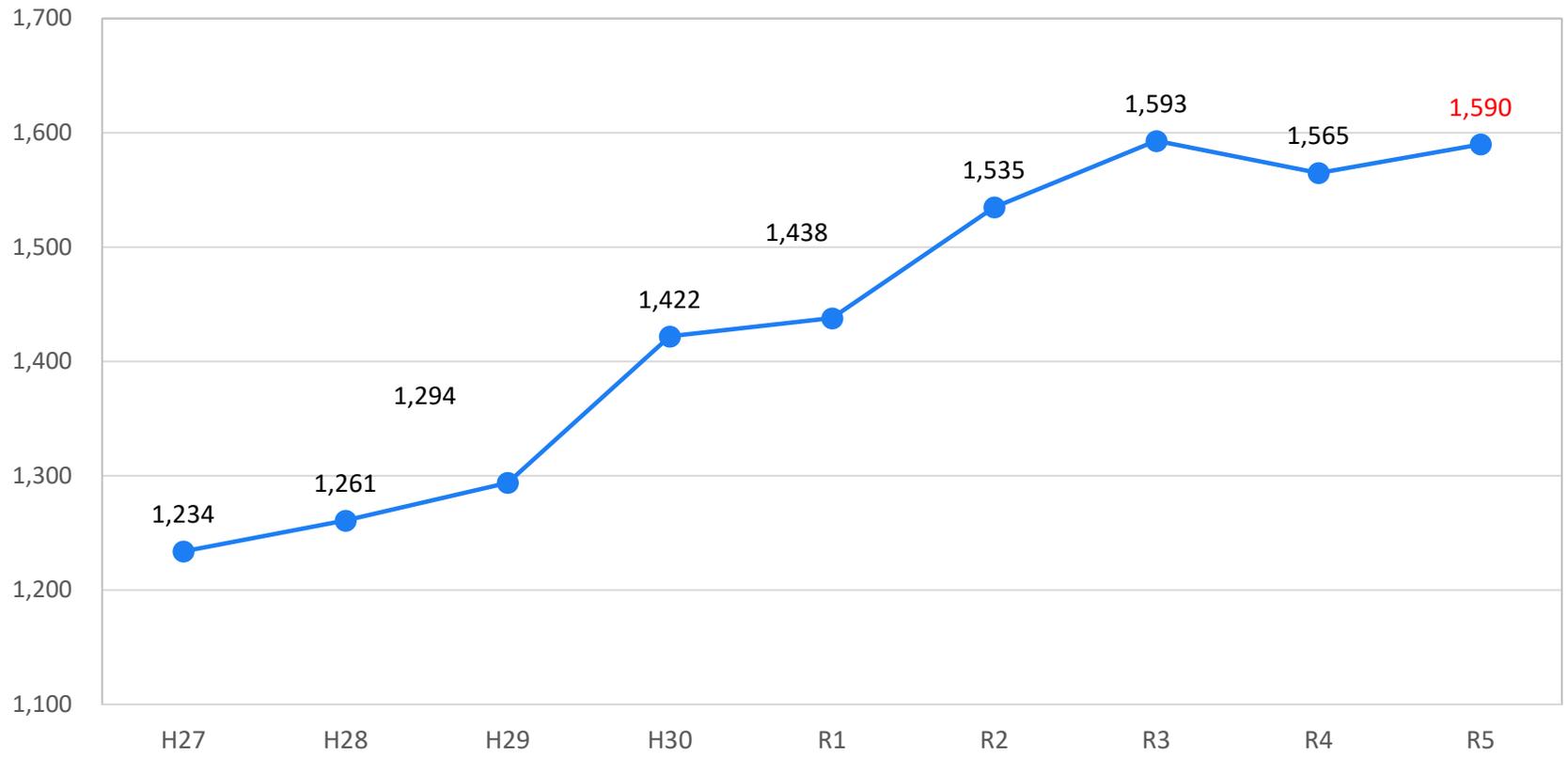
農林水産省

農業分野における労災保険の加入促進の状況と課題

農業における労働災害発生状況

○ これまでの労働者の死傷病報告の分析により、農業における労働災害発生件数は上昇傾向にある。

農業における労働災害発生件数

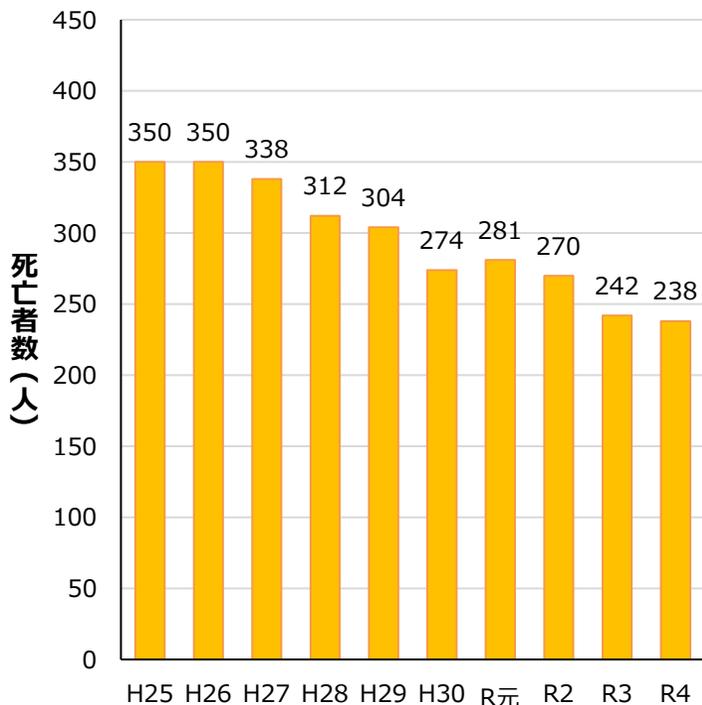


※ 厚生労働省から提供された「労働災害の死傷病報告」を基に農林水産省において集計。なお、労働安全衛生法令上の「農業」には造園業も含まれるため、グラフ内の数値には造園業における労災発生件数も含まれる。

令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

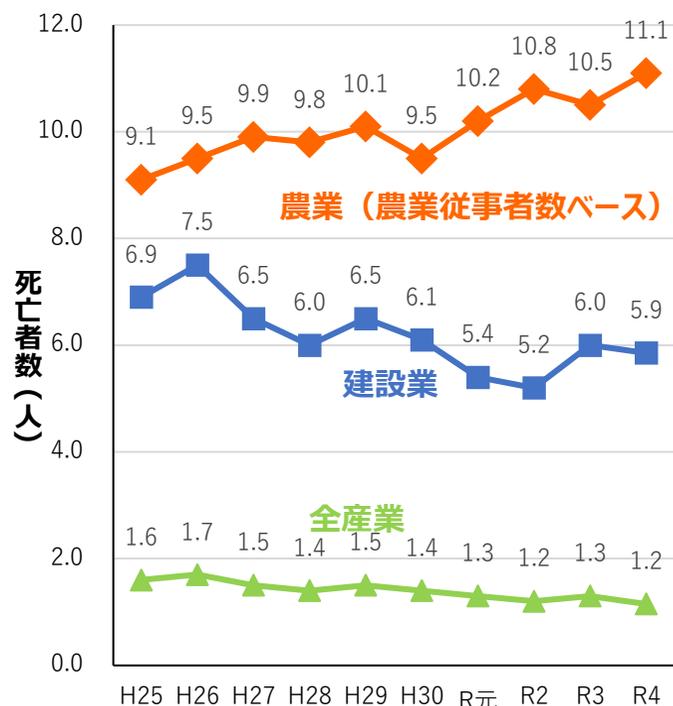
- 令和4年の農作業事故死亡者数は238人であり、前年（令和3年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.1人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が86%と極めて、高い水準で推移。

農作業事故死亡者数の推移



資料：農林水産省「農作業死亡事故調査」

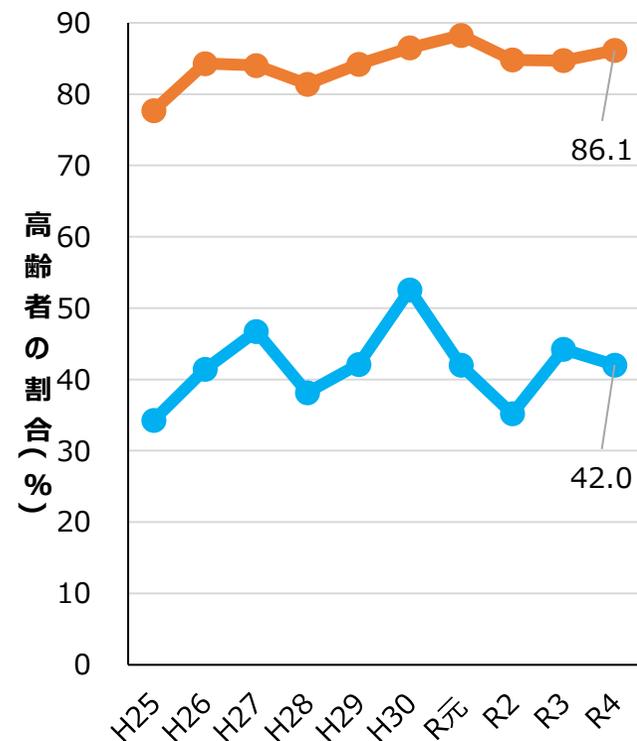
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



資料：死亡者数 農業：農林水産省「農作業死亡事故調査」
 他産業：厚生労働省「死亡災害報告」
 就業者 農業：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」
 他産業：総務省「労働力調査」

注：就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

死亡者における高齢者の割合



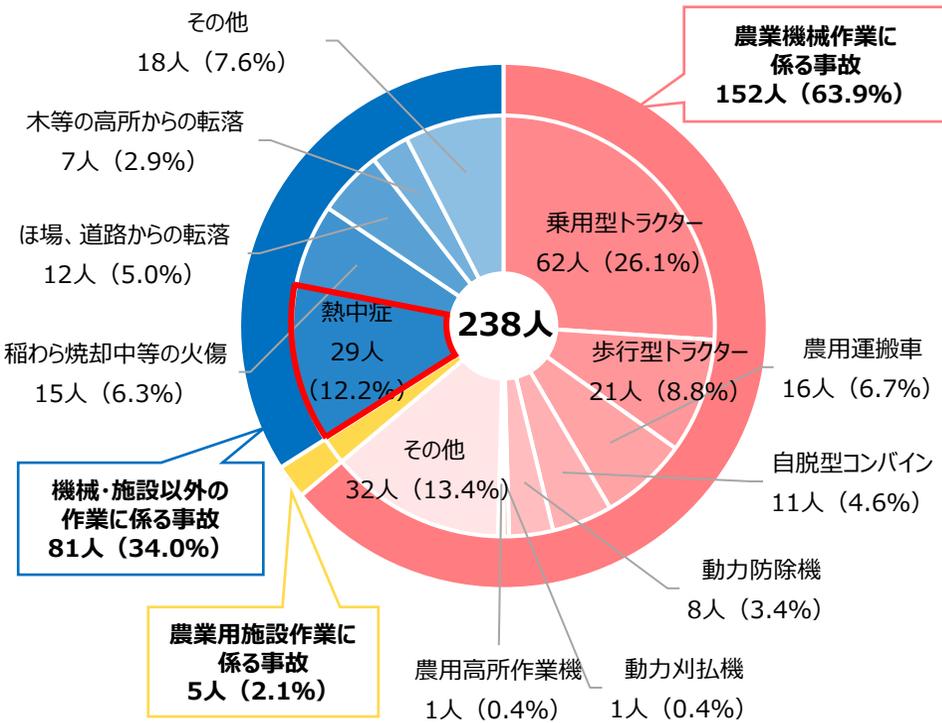
● 65歳以上の割合
 ● 80歳以上の割合

資料：農林水産省「農作業死亡事故調査」

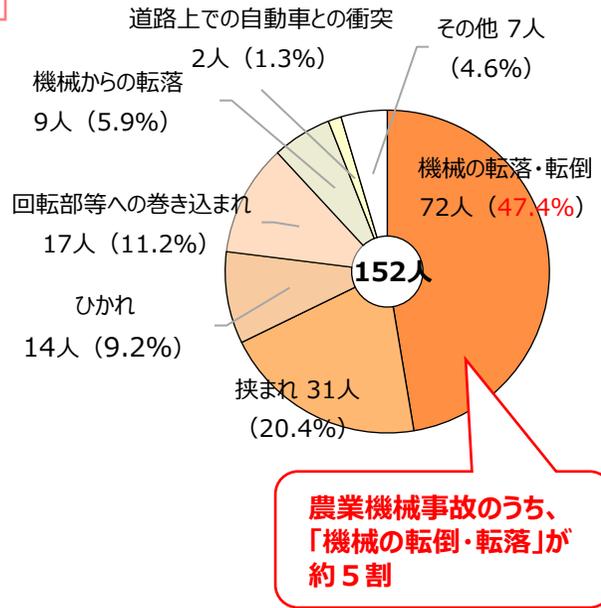
令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「**農業機械作業に係る事故**」が152人（全体の63.9%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「**機械の転落・転倒**」が72人（機械事故の47.4%）と約半数を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「**熱中症**」が29人（全体の12.2%）と最も多く、農作業死亡事故に占める割合も増加傾向。

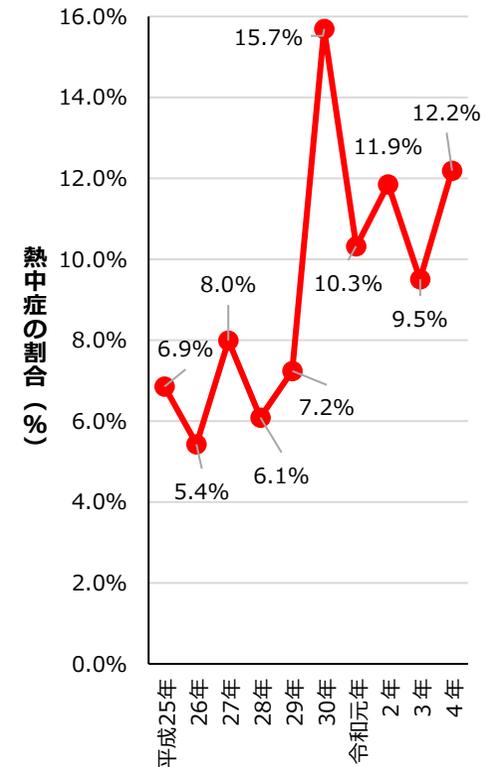
要因別の死亡事故発生状況（令和4年）



農業機械事故による死亡の要因（令和4年）



農作業死亡事故における熱中症の割合の推移（平成25年～令和4年）



農業分野における労災保険の特別加入の加入促進の状況

- 労災事故の発生件数が増加傾向にある中で、少なくとも労災保険の特別加入者数が基幹的農業従事者116万人と比較しても低い水準で推移していることを踏まえ、農林水産省では、**農作業安全対策の一環として労災保険の加入促進活動を展開**。
- 具体的には、都道府県、農業団体、農機メーカー等からなる農作業安全対策全国推進会議において、各年度の農作業安全に係る推進方針を共有する中で、**「労災保険の特別加入の促進」についても推進事項の一つに位置付け、関係機関における取組を促している**ところ。(当該方針は農産局通知においても関係者への協力依頼を実施)

農作業安全対策全国推進会議 議事次第

日程：令和6年2月22日（木） 14：00～15：45
場所：農林水産省7階講堂（オンライン併用）

1. 開会
2. 挨拶
3. 農作業安全対策全国推進会議

議題

- (1) **令和6年度の農作業安全対策の推進方針等について**
(農林水産省 農産局 技術普及課)
- (2) 国内農業機械メーカーにおける農作業安全対策について
(井関農機㈱、三菱マヒンドラ農機㈱、ヤンマーアグリ㈱、㈱クボタ)
- (3) 地域における取組状況について
(群馬県 農政部 技術支援課)
- (4) スピードスプレーヤーの安全な利用方法に関する取組状況について
(日本農業機械工業会)
- (5) 熱中症対策について
(大塚製薬株式会社)

4. 意見交換
5. 閉会

令和6年度の農作業安全対策の推進方針について

【基本方針】

- ・直近(令和4年)の農業機械作業に係る死亡者数は152件と、農作業死亡事故全体の2/3近くを占める主要因となっている状態が続いていることを踏まえ、農業者が研修を受講しやすい農閑期(12月～2月)に農作業安全研修実施強化期間を設定し、農業機械作業の安全対策の強化を図ることとする。
- ・また、近年の温暖化の影響により、熱中症による死亡者の割合も増加していることを踏まえ、初夏(5～7月)に熱中症対策研修実施強化期間を設定し、熱中症対策の徹底を図ることとする。

1 重点推進テーマ

『学ぼう！正しい安全知識 ～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～』

【重点的に行う取組と目標】

県段階、地域段階で農業者向けの農作業安全研修を開催し、「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の講習を行うことを重点的に推進する。また、推進目標は「全ての都道府県域において研修実施回数を令和5年度よりも増やすこと」とする。

2 その他の取組

広報媒体を活用した農業者に対する「注意喚起の実施」、「都道府県・地域単位の推進体制の強化」、「公道走行時の法令遵守」、「**労災保険特別加入の促進**」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範やGAPの周知・実践」を推進する。また、「農作業事故情報の収集と報告」の強化を行う。

3 強化期間

熱中症対策研修実施強化期間：令和6年5月1日(水)～7月31日(水)

農作業安全研修実施強化期間：令和6年12月1日(日)～令和7年2月28日(金)

※各地域の営農形態や既存の対策期間などに応じて期間を変更することを妨げない

労災保険の特別加入の促進に向けた厚生労働省との連携

- 農林水産省では、これまで労災制度を所管する厚生労働省と連携しながら特別加入制度の周知活動を展開してきており、全国に配布している**本制度を紹介するパンフレットは厚生労働省と共同で制作**。

必見!

農業者の皆さん 労災保険の特別加入を ご存じですか!!



**ここに
注目!**

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

**療養・休業給付から遺族給付まで
手厚い補償があります!**

平成30年度から、農産物を市場等まで運ぶ**出荷作業**、出荷作業後に行われる**販売作業**も対象になりました!

MAFF
農林水産省

厚生労働省

こんな方が対象になります!

特別加入制度は、以下のA～Cのいずれかに該当の方が対象となります。

A 特定農作業従事者の方



一定の置置規模以上の方が加入できます!

特定農作業従事者とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であり、次に示す農作業に従事している方。
①トラクター等の農業機械を使用する作業 ②2メートル以上の高所での作業
③サイロ、むろ等の陥欠危険のある作業 ④農業散布 ⑤牛・馬・豚に接触する作業

B 指定農業機械作業従事者の方



機械の指定はありませんが、置置規模にかかわらず加入できます!

指定農業機械作業従事とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。
① 動力耕耘機その他の農業用トラクター ② 動力深鋤機 ③ 自走式田植機
④ 自走式防除用機 ⑤ 自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
⑥ トラック、自走式運搬用機械 ⑦ 動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械
⑧ 無人航空機

C 中小事業主の方



法人の代表者や役員でも加入できます!

中小事業主とは

常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者(法人の場合は代表者以外の役員)の方。及び1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方。
① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

注: A、B、Cは重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入することになります。

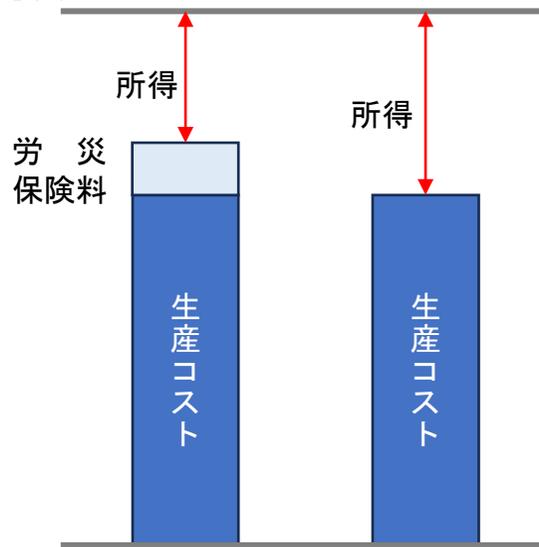
労災保険の特別加入の加入促進活動における課題

- 現在、労働者については、一部任意ではあるものの原則、全ての労働者が保険給付の対象となり得る仕組みとなっており、また、労働者以外の農業経営者やその家族についても任意で加入できる特別加入制度が措置され、その補償範囲も広くカバーされている状況。
- このうち、農業分野において特別加入加入者数が増加しない背景としては、① 現状では生産コストの価格転嫁が難しい構造にあること、② 家族経営では農作業以外の疾病も対象となる保険商品等が普及している中で労災保険の利点が小さく感じられること、③ 身近に特別加入団体が整備されていないエリアがあることなどが考えられる。
- 一方で、事業主が特別加入することで、そこで働く労働者は労災保険の強制加入となることを踏まえれば、事業主の経営の持続性の向上にも寄与することから、更なる加入促進が必要。

労災保険料による所得差（イメージ）

本来、不可欠な生産コストとして農産物価格に反映されるべき労災保険料が、所得向上のためのコストカット要素の一つとなっている可能性

農産物販売収入



民間医療保険商品の例

医療費のみであれば、農作業以外が要因の病気やケガなども広く対象となる保険商品が普及しており、家族経営の場合は、労災保険の利点が小さく感じられる可能性

病気または災害で

入院
されたとき

治療給付金：
1回あたり 30万円（1回の入院につき1.30.60.90日目ごと）

お支払例 90日間入院された場合

30万円	30万円	30万円	30万円
▲1日目	▲30日目	▲60日目	▲90日目

総受取額 **120万円**

先進医療
を受けられたとき

先進医療給付金：
1回あたり 技術料相当額（通算2,000万円まで）

先進医療一時金：
1回あたり 先進医療保険金の額×10%（上限30万円）

ご契約

一生
生涯
保障

農林水産省

労働災害への対応について

労働災害への対応について

- 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、療養補償として必要な療養を行う等の災害補償責任を負っている。(労働基準法第75～81条)。しかし、労災保険に基づいて補償を受けられる場合には、使用者は災害補償の責を免れる。(労働基準法第84条)
- 労災保険が任意加入となっている農林水産業の5人未満の個人経営体の場合、事業者が労災保険の加入申請をしておらず、労働者が業務上の災害に遭った場合には、労働基準法による災害補償の規定により、事業主が補償責任を果たす必要がある。
- なお、死亡時における慰謝料など、労災保険の対象外の賠償責任が発生する可能性もある。

事業主が負う責任の例

労災保険未加入の場合に、労働災害が発生した場合の事業者・労働者双方の負担の例

労災保険の対象

- ①療養補償** (労働基準法第75条)
労働者の業務上の傷病に対し、使用者はその費用で必要な療養を行うか、必要な療養の費用を負担しなければならない。
- ②休業補償** (労働基準法第76条)
労働者が、業務上の傷病の療養のため休業し賃金を受けないときは、使用者は、療養中、平均賃金の60%の休業補償を行わなければならない。
- ③障害補償** (労働基準法第77条)
労働者の業務上の傷病が治った後に身体に障害が残ったときは、使用者はその障害の程度に応じて、障害補償を行わなければならない。
- ④遺族補償** (労働基準法第79条)
労働者が業務上死亡したときは、使用者は、遺族に対して平均賃金の1,000日分の遺族補償を行わなければならない。
- ⑤葬祭料** (労働基準法第80条)
労働者が業務上死亡したときは、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の60日分の葬祭料を支払わなければならない。

業務災害	死亡	障害	疾病	負傷
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・農機の下敷となり死亡 ・作業中に熱中症となり死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具に巻き込まれ片手の全指を切断 ・重機の騒音により両耳に重度の難聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中に熱中症となり入院 ・農薬散布作業中に中毒症状を発症し入院 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械作業中に裂傷 ・収穫作業中に高所から転落し大腿部を骨折
事業者の負担	○死亡への補償 【労災保険対象の補償】 ④遺族補償(一時金) 約1,000万円 ⑤葬祭料 約60万円 等 【労災保険外の補償】 ⑥慰謝料等が発生する可能性	○後遺障害(6級)への補償 【労災保険対象の補償】 ①療養補償(医療費) 約100万円 ③障害補償(一時金) 約670万円 【労災保険外の補償】 ⑥慰謝料等が発生する可能性	○熱中症による入院(2日間)への補償 【労災保険対象の補償】 ①療養補償(医療費) 約20万円 ②休業補償 約1.2万円 【労災保険外の補償】 ⑥慰謝料が発生する可能性	○大腿部骨折による入院(20日間)への補償 【労災保険対象の補償】 ①療養補償(医療費) 約80万円 ②休業補償 約12万円 【労災保険外の補償】 ⑥慰謝料が発生する可能性
労働者の負担	・事業者の倒産等で求償ができない場合には、十分な補償が受けられない可能性			

⑥民事上の損害賠償(労災保険の対象外)

①～⑤に加えて、死亡や重大な後遺障害が発生した場合における慰謝料等、民事上の損害賠償責任を負う可能性がある。

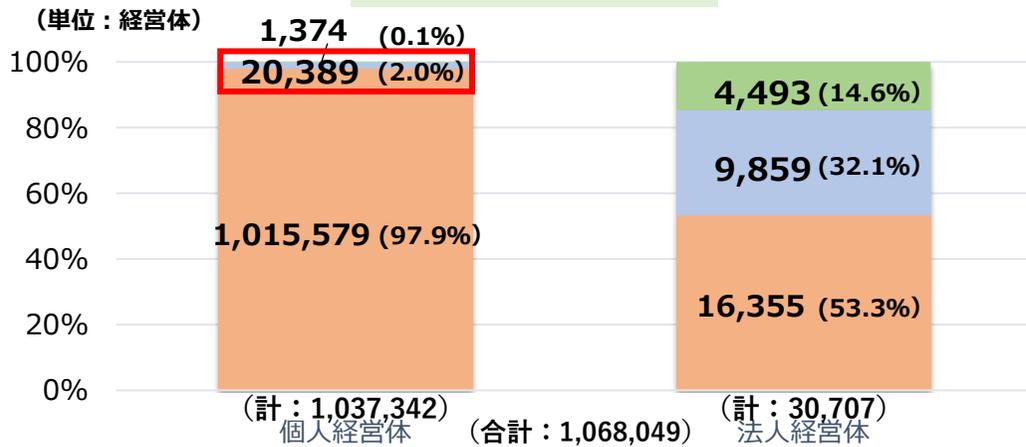
※本表における医療費等の額は、参考として一定の前提の下で農林水産省において試算したものであり、記載した業務災害が実際に発生した場合における額とは異なる点について留意が必要。

※本計算に当たっては、年齢40歳、月収30万円、年収400万円の従業員が被災したと仮定して農林水産省において試算。

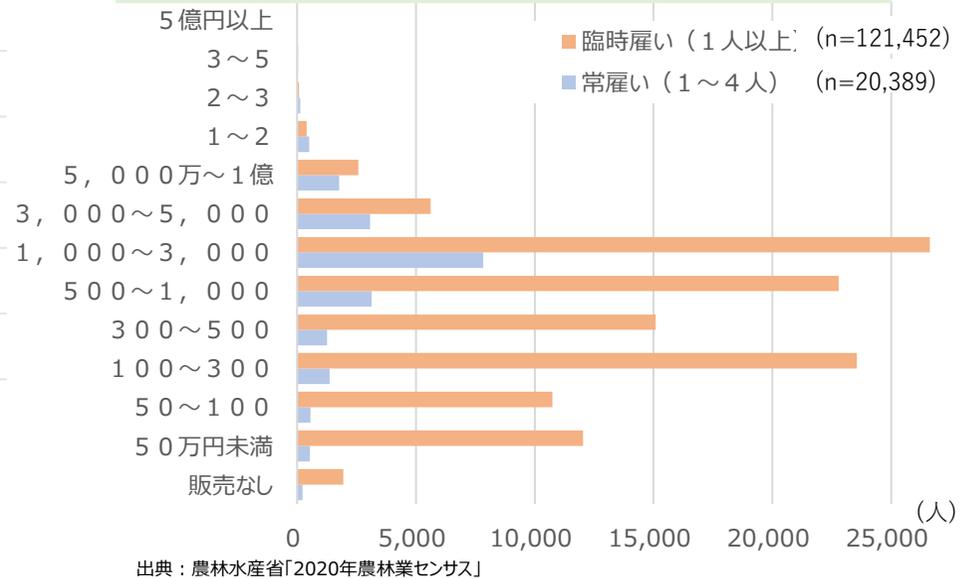
労災保険制度について（経営体と経営規模）

- 農林業センサスによると、暫定任意適用の対象となる個人経営体は、常雇いで見ると最大で約2万経営体（約2%）、臨時雇いで見ると最大で約12万経営体（約11%）と想定される。
- 農産物販売金額別に見た臨時雇いの経営体は幅広く分布している。
- 労災保険料負担については、労働者1人あたり年間約4万円（試算）。

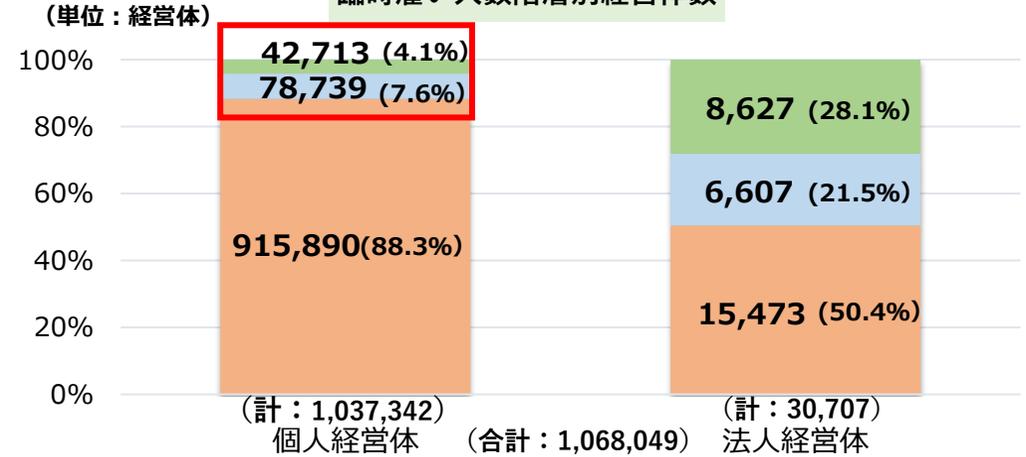
常雇い人数階層別経営体数



常雇い・臨時雇いを雇用する個人経営体数（販売金額別）



臨時雇い人数階層別経営体数



労災保険料の負担について（試算）

< 計算方法 >

当該年度に全ての労働者に支払う賃金総額 × 労災保険料率

(例) 労働者1名を雇用し、年間の賃金総額が300万円
(毎月20万 × 12か月、賞与30万 × 2回) の場合

→ 約4万円/年

3,000,000円 × 13/1000 ⇒ +39,000円 (約4万円)
※労働者数と賃金総額により変動があり得ることに留意

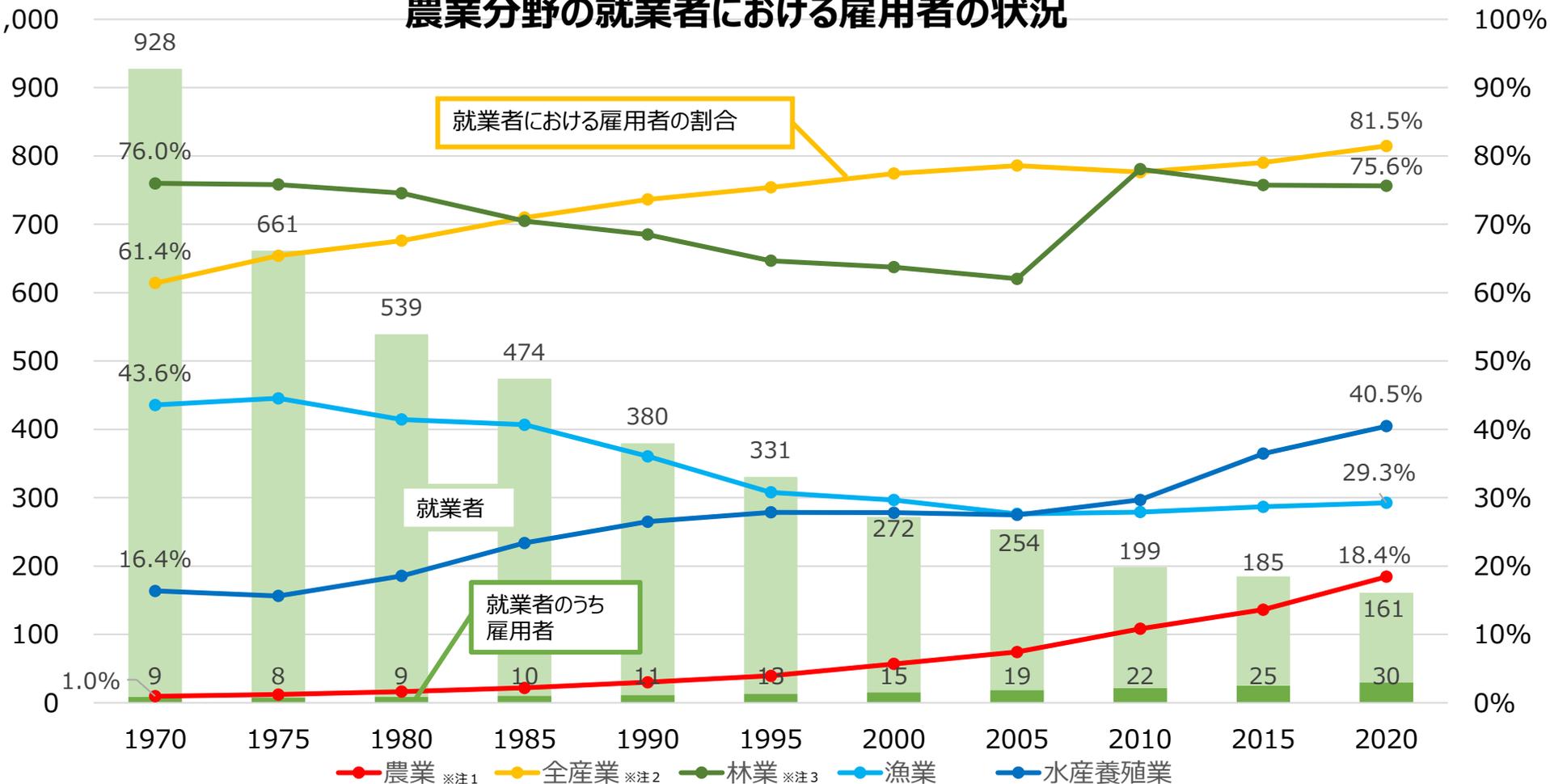
出展：農林水産省「2020年農林業センサス」
常雇い：あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。
臨時雇い：「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいう。
個人経営体：個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

農業分野の就業者における雇用の状況

- 労災保険が暫定認定適用となった昭和47年頃と比較すると近年では農業分野の就業者のうち雇用の割合は18.4%。
- 農業分野の雇用環境の変化により、就業者全体に占める雇用の割合は増加しているものの、未だ他産業並みとはなっていない。

(万人)

農業分野の就業者における雇用の状況



出展：総務省「国勢調査」

就業者：調査期間中に賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者をいう。

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても就業者に含める。

雇用人：会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で「役員」でない人をいう。

注1：農業は農業サービス業を除いた値。

注2：全産業の分類については、日本標準産業分類並びに日本標準職業分類を国勢調査に適合するように集約して編成している。

注3：林業について、1970～1980年は狩猟業を含む値。

農業の労災保険について（検討の視点）

- 暫定任意適用となっている労災保険について、主に以下のような検討の視点のもと、委員の皆様にご議論いただきたい。

<検討の視点>

視点1 農業をとりまく環境の変化について

- 現行の労災保険制度上、農業は暫定任意適用の扱い（昭和44年改整備法及び昭和47年整備政令により措置）となっているが、その理由は「労働実態の把握が困難であること等」とされている。
この点について、**農業現場をとりまく環境の変化については、どのように考えるか。**

視点2 農業の労働災害をめぐる状況について

- 農業の労働災害をめぐることは、労働災害発生件数が増加し、また、農業就業者10万人当たりの**死亡事故者数が増加傾向にある**といった状況の下、**今後、どのような対応が求められるか。**

【ポイント】

- ・農業の暫定任意適用制度について（今後の在るべき方向性等）
- ・特別加入の推進について（事業主・家族従事者・労働者一体での労働災害への対応）

視点3 事業者の経営への影響について

- 暫定任意適用の対象となる個人経営体について、**販売金額を勘案すると、既に強制適用となっている法人や常雇い5人以上の経営体に比べて労災保険加入に伴う負担感が大きい可能性がある。**
一方で、労働災害が発生した場合には、労働基準法の災害補償規定により、事業主が補償責任を負うことを踏まえると、労災保険に加入するメリットも大きいものと考えられる。
これらを踏まえ、事業者の経営への影響について、どのように考えるか。

農林水産省

(参考) 農作業安全検討会について

(参考) 農作業安全検討会について

- 農林水産省では、農作業における安全対策の強化を図るため、令和3年2月に農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者から成る「農作業安全検討会」を設置し、農業機械の安全対策等を検討。
- 同年5月には、検討の結果を「農作業安全対策の強化に向けて(中間とりまとめ)」としてとりまとめ。

農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月
令和6年8月改訂
農林水産省

1 趣旨

農業においては、近年250件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

3 運営

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

4 当面の活動内容

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

農作業安全検討会 委員名簿

大浦 栄次	(一社)日本農村医学会 評議員
大幢 勝利	(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長代理
大吉 枝美	大吉農園
川口 尚	(一社)日本農業機械工業会 常務理事
小谷 あゆみ	フリーアナウンサー、農業ジャーナリスト
志藤 博克	(国研)農研機構 農業機械研究部門 安全検査部長
鈴木 信生	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問
高橋 良行	(公社)日本農業法人協会 副会長
田島 淳	東京農業大学 総合研究所 客員教授
田中 宏樹	全国農業機械商業協同組合連合会 専務理事
藤盛 隆志	(一社)日本農業機械化協会 専務理事
元広 雅樹	(一社)全国農業協同組合中央会 営農・担い手支援部長
横手 啓	全国農業協同組合連合会 耕種資材部 次長

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

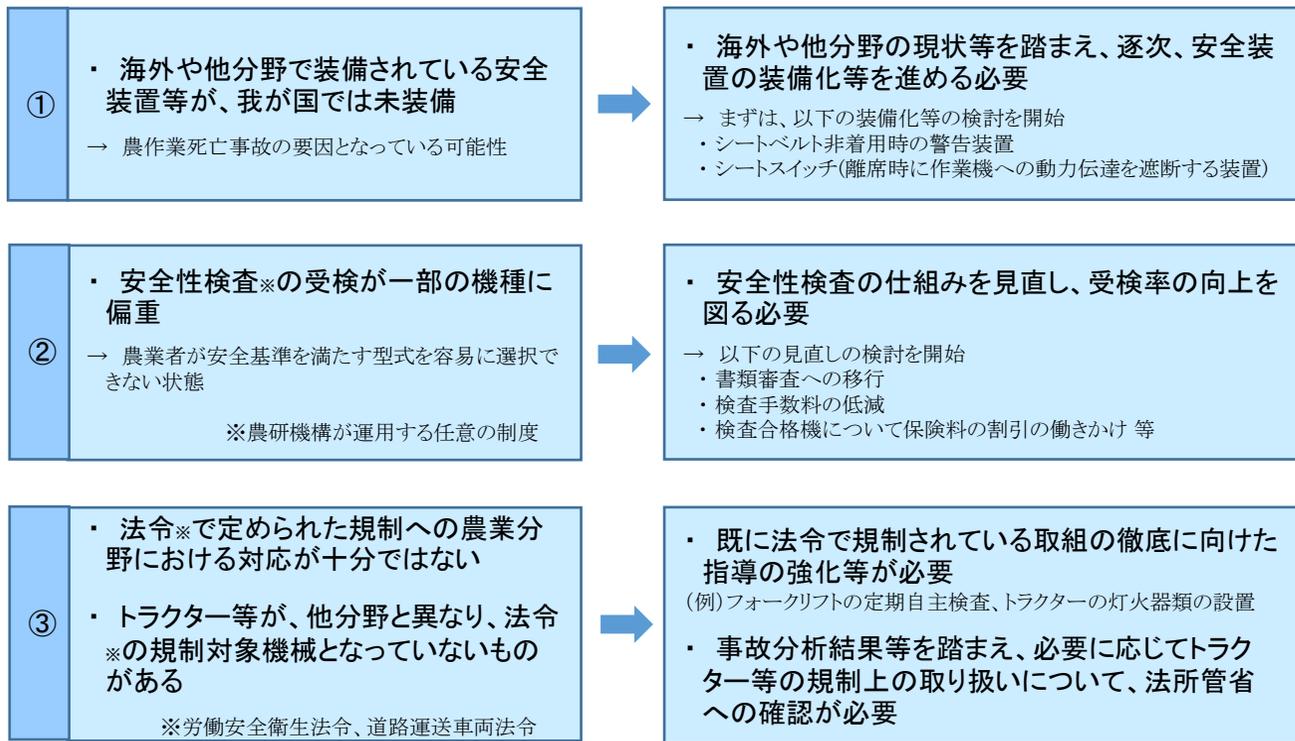
厚生労働省 労働基準局 安全課
経済産業省 製造産業局 産業機械課
国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課
警察庁 交通局 交通企画課

(R6.8時点)

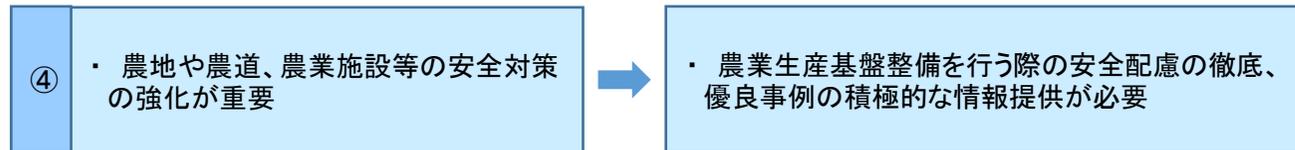
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

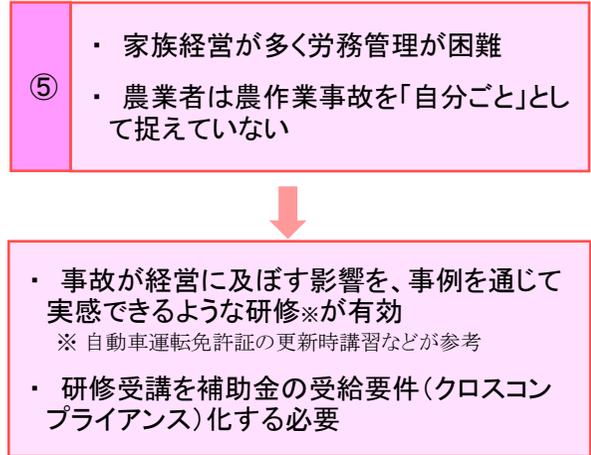


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

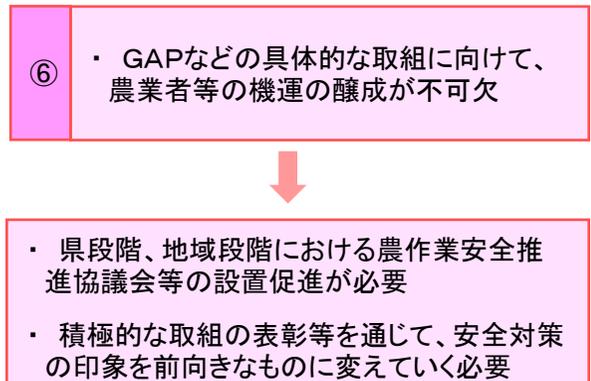


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



(参考) 「中間とりまとめ」への対応状況 (例)

1 農業機械の安全性能の強化

取組内容

海外や他分野で装備されている安全装置の装備化に向けて安全基準の見直しを検討

乗用型トラクターでは、令和7年度からシートベルトリマインダー、PTOのインターロック機能を「安全性検査基準」に適用することが決定(一部メーカーでは先行的に市場投入済み)。

自脱型コンバインや田植機では、令和9年度から、可動部のインターロック機能を「安全性検査基準」に適用することが決定。

安全性が確保された農業機械の利用拡大に向けた対策を検討

令和7年度より、農林水産省における全ての補助事業において、「安全性検査基準」合格機のみを対象とする事務次官依命通知を发出。

JA共済の自動車共済において、「安全性検査基準」合格機の共済掛金を9%割引にする取組を開始(令和5年1月)。

現行の労働安全衛生法令等における農業機械の規制上の取り扱いを関係省庁と協議

厚労省において「農業機械の安全対策に関する検討会」が開催され、労働安全衛生法令における農業機械の規制について検討を開始。

成果の例

2 農作業安全の研修の強化

取組内容

農業者に対して直接安全対策を指導することができる体制を全国的に整備することを検討

「農作業安全に関する指導者」の育成研修を通じて、5,300名の指導者を育成し、全国に配備(令和6年2月現在)。

全国で延べ約5万人(令和5年度)に対して農作業安全研修を実施(令和6年度は延べ約9万人を予定)。

成果の例

シートベルトリマインダー

シートベルトを締めずに車両を走行すると、ブザー等の警報音とランプ等の警告表示の両方で注意喚起する安全装置

新機能が先行導入された乗用型トラクター
(令和5年6月発売)



出典：井関農機株式会社HP

ブザー等の警報音

警告表示例



PTOのインターロック機能

可動部（動力取出軸）への動力を止めずに運転者が座席を離れると、数秒以内に可動部の動力を自動で遮断する機能

農業機械の安全対策に関する検討会 開催要綱 (抜粋)

1 趣旨

農業における労働災害は増加傾向にあり、令和4年の休業4日以上の死傷災害は1,461人となっている。また、死亡災害については、近年、10人程度～20人程度で推移しているものの、労働者10万人あたりの死亡者数は全産業計の2倍を上回っている。

死亡災害の内訳を見ると、労働安全衛生法令において規制されていない自走可能な農業機械(以下「車両系農業機械」という。)による災害も毎年発生している状況にある。

また、農業においては、農業経営体数は年々減少しているものの法人経営体数は着実に増加しており、農業労働者は増加傾向にある。

さらに、農林水産省が開催している「農作業安全検討会」(令和3年2月25日～)の「農作業安全対策の強化に向けて中間とりまとめ」(令和3年5月)では、車両系農業機械や農業機械作業の安全性の確保が指摘されている。

このようなことから、農業における労働災害の減少を図るため、標記検討会を開催し、車両系農業機械に係る安全対策等について検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 車両系農業機械の規制の必要性
- (2) 車両系農業機械の具体的な安全対策
- (3) その他

農業機械の安全対策に関する検討会参集者

泉 浩二	JAM井関農機労働組合中央執行委員長
梅崎 重夫	中央労働災害防止協会技術支援部技術顧問 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 前所長)
川口 尚	(一社)日本農業機械工業会常務理事
氣多 正	(一社)日本農業機械化協会技術顧問 安全本部長
齋藤 剛	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ部長
志藤 博克	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構農業機械研究部門 安全検査部部长
鈴木 信生	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会前副会長
高橋 良行	(公社)日本農業法人協会副会長
藤井 尚則	中央労働災害防止協会技術支援部専門役
元広 雅樹	(一社)全国農業協同組合中央会営農・担い手支援部部长
(オブザーバー)	
土佐 竜一	農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室長
横手 啓	全国農業協同組合連合会耕種資材部次長
田中 宏樹	全国農業機械商業協同組合連合会専務理事

検討会におけるこれまでの検討経過

第1回(令和6年2月)

- ・農業における労働災害等の状況
- ・農業機械の流通状況
- ・今後の議論の進め方等について

第2～4回(令和6年3～6月)

- ・農業機械メーカー、農業法人経営者、農業従事者ヒアリング
(農業機械の使用実態、安全対策等)
- ・農研機構における安全性検査制度の概要

第5～7回(令和6年8～11月)

- ・関係機関の農作業安全に係る取組紹介
- ・今後の検討の進め方等

(参考) 令和6年度における研修の実施と農作業安全に関する指導者の育成

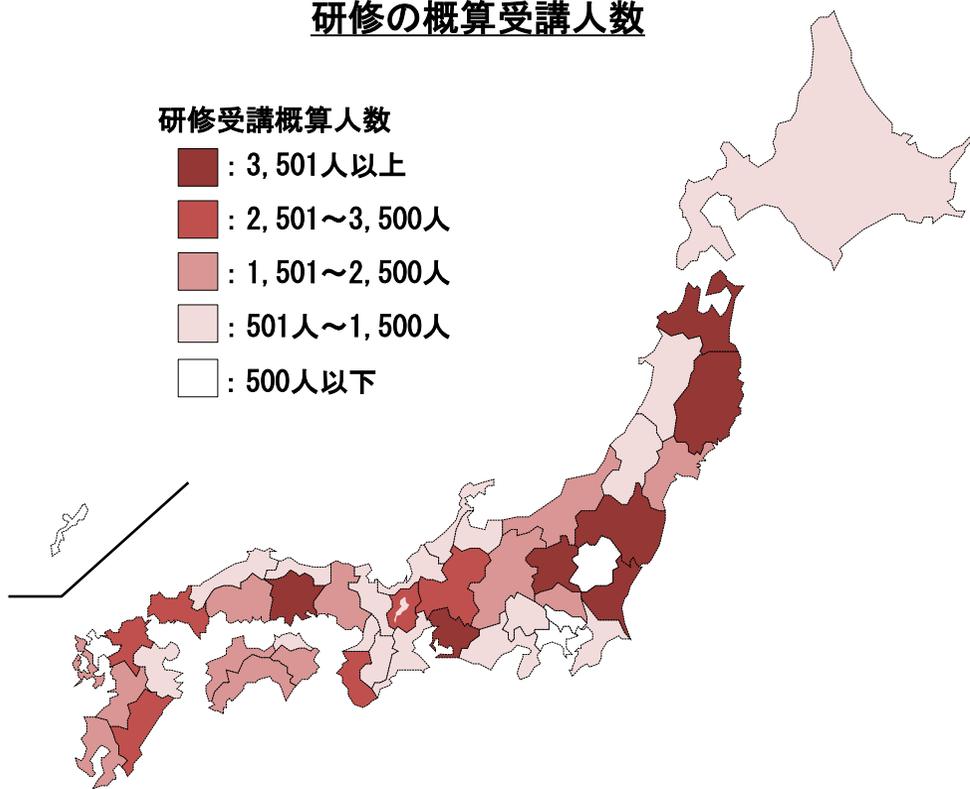
○令和6年は基礎研修と実践研修、熱中症対策研修の概算合計受講人数(予定含む)は9.4万人
(令和5年は約5万人が受講)

○指導者は、地方公共団体、JA職員、農業機械メーカー等の普及員や職員等により構成。

研修の概算受講人数

研修受講概算人数

- : 3,501人以上
- : 2,501~3,500人
- : 1,501~2,500人
- : 501人~1,500人
- : 500人以下



研修の概算合計受講人数 約9.4万人

農作業安全に関する指導者の人数

都道府県、市町村	2,449
農業者団体	1,559
農業機械メーカー、販売店	616
農業機械士	148
労働安全衛生コンサルタント	122
指導農業士・農業経営士等	82
その他(GAP指導員等)	311
合計(人)	5,287

注) 令和6年2月現在